平成３０年（フ）第３７７０号
東京都江戸川区平井６丁目８－７－202
債務者　熊本　桃子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３８１３号
東京都墨田区横川５丁目２－２－1018
債務者　吉橋　一雄
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３８３５号
東京都大田区山王３丁目35－４－205
債務者　安部松幸子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３８４３号
東京都荒川区東尾久５丁目16－６－101
債務者　内藤　利秋
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３８４５号
東京都江戸川区臨海町２丁目２－３－210
債務者　荻原　昭夫
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３８４８号
東京都新宿区須賀町12－４　アリエス信濃町Ａ301
債務者　山口惠梨香
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３８５２号
東京都練馬区光が丘２丁目７－３－203
債務者　佐藤　宏
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３８５８号
東京都武蔵野市中町２丁目32－10－308
債務者　加藤　博之
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３８５９号
東京都多摩市貝取２丁目４　３－302
債務者　芝辻　秀男
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３８６１号
東京都清瀬市中清戸４丁目847　中清戸四丁目アパート11－304
債務者　佐久間　広
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３８７３号
東京都新宿区上落合３丁目９－７－202
債務者　森崎　陽佑
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３８７４号
東京都東村山市栄町２丁目７－35－302
債務者　海沼　良一
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３８７６号
東京都西東京市南町５丁目９－33　第３清水荘201
債務者　澤田菊子こと　鄭　菊子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３８９１号
東京都練馬区豊玉北５丁目26－10－302
債務者　中尾　保彦
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部